

現行規程の点検プロジェクトの実行（7）

区分	審議	対象範囲	経営委員会
エグゼクティブサマリー <ul style="list-style-type: none"> これまでの経営委員会で、内部規程見直しの方向性について一定の整理を実施。 内部規程の見直しを踏まえ、経営委員会の運営に関し、必要な事項を定める経営委員会規程及び経営委員会議事録作成及び公表規程の改正について御審議いただくもの。 			
バックグラウンド <ul style="list-style-type: none"> 現在の内部規程に関する課題と見直しの方向性について、外部専門家（シティユーワ法律事務所）が提言を整理。 提言内容を踏まえつつ、規程見直しの方向性に関する経営委員会としての方針を整理いただき、執行部において、具体的な見直し作業に着手中。 		フィードバック期間及び検証方法 <ul style="list-style-type: none"> なし 	
		便益及びリスク <ul style="list-style-type: none"> 便益：改正GPIF法との整合性確保等 リスク：経営委員会の議決・審議・報告事項の増加、機動的な業務運営に支障が生じることへの懸念 	
戦略プラン <ul style="list-style-type: none"> 経営委員会における内部規程の議決を踏まえ、見直し作業に着手。 		KPI <ul style="list-style-type: none"> なし 	
		その他 <ul style="list-style-type: none"> なし 	

経営委員会規程等

論点 (ポイント)	見直しの方向性 (案)
<p>○ 電話会議等その他の方法による出席を認め、議決への参加を可能としてはどうか。</p>	<p>○ 第5条（議事）第1項に電話会議等による場合でも出席となることを明確化する括弧書きを追加。</p> <p>第5条 経営委員会は、委員長が出席 <u>（電話、テレビなどの双方で通信可能な通信手段による会議への出席を含む。以下同じ。）</u> し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p>
<p>(議事概要)</p> <p>○ 電話会議等による出席があった場合の経営委員会議事概要の取り扱い。</p>	<p>○ 第7条（議事概要）第1項第1号に括弧書きを追加。</p> <p>第7条 経営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 会議の日時及び場所 <u>（当該場所に存しない者が会議に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 出席した委員の氏名</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 議事となった事項</p>

【参考】 日本銀行及び日本放送協会との比較

	GPIF	日本銀行	日本放送協会
会議体	経営委員会	政策委員会	経営委員会
構成等	10人（経営委員長、経営委員8人、理事長） 経営委員(委員長含む)：常勤1人、非常勤8人	9人（審議委員6人、総裁、副総裁2人） 審議委員：常勤6人	12人（経営委員12人） 経営委員：常勤1人、非常勤11人
開催頻度	原則毎月1回	金融政策決定会合 1,3,4,6,7,9,10,12月に1回 通常会合 原則毎週火曜日及び金曜日	原則毎月2回
法律	<p>【GPIF法】 (議事の運営)</p> <p>第五条の六 経営委員会は、<u>委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</u></p> <p>2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>3 この法律に定めるもののほか、<u>議事の手続その他経営委員会の運営に関し必要な事項は、経営委員会が定める。</u></p>	<p>【日本銀行法】 (議事の運営)</p> <p>第十八条 委員会は、<u>議長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。</u></p> <p>2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。</p> <p>3 この法律に定めるものを除くほか、<u>議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p>	<p>【放送法】 (経営委員会の運営)</p> <p>第三十九条 経営委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。</p> <p>3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。</p> <p>4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。</p> <p>5 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。</p>

【参考】

日本銀行及び日本放送協会との比較

	GPIF	日本銀行	日本放送協会
規程等	<p>【経営委員会規程】 (議事)</p> <p>第5条 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。</p> <p>3 前2項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあつて、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。</p> <p>4 経営委員会は、法第5条の3第1項第1号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。</p>	<p>【政策委員会議事規則】 (会議の開催場所)</p> <p>第2条委員会の会議は、議長（議長に事故がある場合には、法第16条第5項に規定する議長の職務を代理する者。以下同じ。）が必要と認めて特に指定する場合を除き、<u>日本銀行本店において開催する。</u></p> <p>(緊急時の開催場所の特例)</p> <p>第3条議長は、<u>災害の発生その他のやむを得ない事情により現に在任する委員の総数の3分の2以上が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に委員会の議決を経る、又は第19条の規定に基づき報告し、若しくは報告させることが本行の目的達成上真に必要なやむを得ないと認めるときは、電話会議その他の方法により、会議を開催することができる。</u></p> <p>(議決)</p> <p>第7条議長は、委員の1人として議決に加わる。</p> <p>2委員は、議事の議決に際し、「賛成」、「反対」、「棄権」のいずれかの意思表示をする。「棄権」の意思表示があつた場合において、法第18条第1項及び第2項の規定の適用との関係については、出席委員数に算入し、かつ、同項に規定する「否」に算入する。</p> <p>3委員は、議事の議決に際し、前項に規定する意思表示を行うことなく、退席することができる。この場合、当該退席した委員は、法第18条第1項及び第2項に規定する出席委員数には算入しない。</p> <p>4政策委員会室長は、議長の指示により、会議における議決事項及び当該議決事項に係る各委員の賛否等を記録する。</p>	<p>【経営委員会規程】 第6条（議決の方法等）</p> <p>1 経営委員会は、委員長または委員長職務代行者および6人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。ただし、会長の任命については、委員9人以上の多数による議決によらなければならない。</p> <p>3 会長は、会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>4 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>5 議事録の作成・公表および会議の運営については、本規程で定めるほか、経営委員会議事運営規則の定めるところによる。</p>
備考	<p>持ち回り開催の規定はない。 (第1回経営委員会は例外的に持ち回り開催。)</p>	<p>規定に基づき、電話会議その他の方法により、会議を開催した実績はない。</p>	<p>持ち回り開催及び電話会議等による出席に関する規定はない。 臨時開催の実績は数回あり(最低開催人数は委員長代理+6人)</p>